

## 《判例評釈》

### 万引き犯の損害賠償義務

ドイツ連邦通常裁判所一九七九年一月六日判決  
(BGHZ 75, 230 = NJW 1980, 119 = Jus 1980, 645 =  
JZ 1980, 102)

武井 亜矢子

#### 一 判決の内容

##### 1 事実の概要

一九七四年五月、被告は、原告が所有する店舗の食料品売場において、食料品をショッピングカートではなくハンドバッグに入れるのを、従業員のGによって発見された。被告が店を出た後に、Gは、被告を取り押さえた。被告が万引きした食料品の価格は、一二マルクであった。原告は被告を告訴したが、時効期間の経過により、刑事手続は打ち切られた。

原告は、被告に対して「捕捉懸賞金」(Fangprämie) 五五〇マルクの賠償を求めた。原告は、万引き犯を捕まえた従業員に懸賞金を与えることを事前に約束しており、それが実際にGに支払われたのである。加えて、原告は、万引きの発見後から提訴までに要した「事後」処理費用」(Bearbeitungskosten)としてさらに五五〇マルクを請求した。その内訳は、人件費が

五四五マルク、用紙、郵便、電話などの事務費用が五マルクである。

地方裁判所は、この訴えを棄却した。原告の控訴を受け、高等裁判所は、五〇マルクの限度で懸賞金の賠償を認め、その他の点については控訴を退けた(BGH 20. 4. 1977, NJW 1977, 1347)。原告、被告は、共に上告した。

#### 2 判決理由

(1) 控訴裁判所の見解によれば、原告は、(事後)処理費用として主張された人件費、及び用紙・郵便・電話の費用を賠償として請求することはできない。「それらの出費は、被害者自身の義務範囲に組み入れられるべきであって、加害者によって填補されるべきものではない。それに対して、万引き行為の前に約束され、かつ万引きの発見によって支払期日に到達した懸賞金は、賠償可能な結果損害である。ただし、それは、五〇マルクの限度においてのみ認められ得る。なぜなら、それよりも高額な懸賞金は、出費と万引きとの相当な連関を欠き、さらに、原告が負うべき損害軽減義務に反するからである」という理由に基づく。

#### (2) 事後処理費用について

当法廷は、かつて、次のように判決した。「被害者は、その補償請求権を守るためになされた裁判外活動による時間の支出を、通常は賠償として請求することができない。」(BGHZ 66, 112)。なぜなら、民事訴訟法は、そのような出費を償還可能な権利追求費用に含めない原則をとり(ZPO 九一条)、この原

則は実体法上も妥当するからである。原則として、事業主は、たとえ原告が専ら万引き対策のために売場を整備していた場合であっても、そのための増加労働費用を万引き犯に請求することはできない。

原告による上告は、音楽家の公演権が侵害された場合にGEMA(音楽著作権協会)の管理費用を考慮に入れるよう命じたBGHの判例(BGHZ 17, 376; BGHZ 59, 286)に依拠することはできない。そこで問題になっていたのは、権利「侵害」(Rechtsverletzung)の阻止を目的とする監視費用であり、損害「清算」(Schadensregulierung)に伴う負担ではない。加えてこれらの判例は、無体財産権の評価に際して生ずる特別な利益状況を考慮して、一般的な損害賠償原理とは別に展開したのであり、本件に適用され得るものではない。

同様にまた、被害者が損害を自分で除去した場合に、管理増加労働費用(Kosten der Verwaltungsmehrarbeit)の賠償を一定限度で認める判例(BGHZ 54, 82; BGHZ 65, 384)を適用することもできない。これは、損害「除去」(Schadenseseitigung)・損害「予防」(Schadensverhütung)であり、損害法においてそれは加害者の任務とされる(BGB二五四条二項)。しかし、権利「維持」(Rechtsaufahrung)の努力は、被害者自身の任務の領域に属している。同様の理由から、損害事件で損失が生ずるのを阻止し、あるいは比較的軽い程度にとどめるために、被害者が事件発生前に投じた費用が賠償される、とする判例(BGHZ 32, 280; BGHZ 70, 199)の原則もまた、適用されない。

### (3) 捕提懸賞金について

①賠償の可否 万引き犯の発見及び捕提に対して原告が約束していた懸賞金は、損害賠償請求権に含まれる。もちろん、盗まれた物を取り戻すために盗難後に約束された報奨金(Belohnung)もまた、結果損害として賠償可能な費用である(BGH VerSt 1967, 1188)。本件で報奨金が万引きの実行前に約束されていたからといって、異なる判断をすべきではない。なぜなら、そのどちらも、万引きがなされた後に初めて支払われ得るものであり、そして実際に支払われたからである。ただ、事後懸賞金が単に盗まれた物を取り戻すことを目的とするのに対し、事前懸賞金が予防的・威嚇的な目的をも追求するという相違があるにすぎない。

一部の判例及び学説は、被害者は自己の所有権を守るための出費を加害者に支払わせることはできないとして、(事前)懸賞金の賠償可能性を認めないという立場をとる(OLG Koblenz, NJW 1976, 63 ff.; OLG Braunschweig, NJW 1976, 60; AG Essen, NJW 1976, 55; AG Mettmann, NJW 1976, 56)。しかし、当法廷は、それに賛成することはできない。確かに、この見解は、出発点においては是認しうる(vgl. BGHZ 59, 286)。ゆえに、所有権を一般的に万引き犯から守ることを想定している措置(鏡、テレビモニター等々)について費用負担を求めることはできない。なぜなら、これらの措置には、具体的な権利侵害との関係が欠けており、個々の権利侵害に応分の費用を突き止めることができないからである。

しかしながら、懸賞金は、一般的な事前準備・制御システム

に属するにもかかわらず、以下の限りにおいて個々の万引きとの具体的な関係を示している。すなわち、原則として懸賞金が万引きによって初めて発生し、そして、万引きという所有権の具体的な危機が（特別の報酬によって報いられうる）介入へのきっかけを与えたことで、初めて懸賞金が発生した限りにおいて、具体的に迫った損害から所有権を守るために所有者がなす出費は、それが理性的・経済的に思考する者から見て合目的かつ妥当である限りにおいて、責任規範の保護目的に含まれる。「従業員は、すでに労働契約において、万引きから商品を守る義務を負っている」という反論もまた、これに矛盾するものではない。経験的な調査は、従業員の注意力と警戒態勢を強化するために、懸賞金が有効かつ必要であることを示している。

②賠償されるべき懸賞金の範囲 捕獲された万引き犯に対して、「彼の」行為によって惹き起こされた損害を回避するための費用を超えて、懸賞金の責任を負わせることはできない。この関心事は、賠償義務の否定によってではなく、賠償義務の限界づけによってのみ考慮に入れられるべきである。賠償義務の肯定によって、填補利益の範囲を超えて威嚇効果に役立つ部分にまで万引き犯に負担させてはならない。捕獲された万引き犯は、大量不法行為としての万引きに対して責任を負うのではなく、「自己の」行為の寄与に対してのみ責任を負うべきである。このことは、しかし、事業主に対して、概括算定による懸賞金を断念させ、その代わりに商品価値に応じて算定された懸賞金を要求するものではない。商品価値に応じて算出された金額は、多くの場合には盗品の価値が低いことから、注意力と警戒

態勢を強化する刺激を失わせることになり、そのために懸賞金の約束は全体として無意味になってしまうだろう。それゆえに、事業主には、盗品の価値に左右されない、概括算定による懸賞金を与えることが許容される。だが、概括算定による懸賞金についてもまた、具体的な事件における当該商品の利益と均衡が失われてはならない。

かかる法的な考察から、当法廷は、五〇マルクまでの概括算定額が是認されうると考える。ただし、（時計や宝石などの）商品供給の性質に着目して、個々の事例において少なくとも五〇マルク、五〇マルクよりも著しく多くの損害が予測される場合には五〇マルク以上の概括算定額を認めるのが相当であろう。逆に、例えば安価な菓子少年によって盗まれた場合のように、盗品の価値が些少である場合には、この概括算定額は賠償されない。

本件争訟において、上記の特別な事情は問題にならないので、控訴裁判所によって認定された金額が維持される。控訴裁判所の妥当な判決が、万引きと（五五〇マルク）懸賞金との相当因果関係の欠如に基づくのか、それともBGB二五四条二項に基づくのかは、決定されない。いずれにせよ、より高額な負担をさせることは、「被害者は、理性的・経済的に思考する者がその状況において目的を追求するために合目的かつ妥当と評価する限りにおいてのみ、損害防止費用の賠償を請求することができる」（BGHZ 66, 123）とする、損害賠償の一般原則と相容れない。

## 二 研究

## 1 事前準備費用の賠償可能性

万引き被害を防止・減少させるために、事業主はさまざまな安全措置を講ずる。例えば鏡やテレビモニターの設置、警備員の雇用、捕捉懸賞金などが挙げられる。本判決で問題になったのは、事後処理費用と捕捉懸賞金であり、その他の一般的な事前準備費用は問題になっていない。しかし、事前準備費用の賠償可能性は、具体的な損害項目を検討する際に一般的な賠償範囲を画定するという意味を持っている。

議論の出発点になるのが、一九六〇年のBGH判決である<sup>(8)</sup>。この事件において、交通事故によって車両を大破させられた原告(路線電車会社)は、予備車両を投入して逸失利益の発生を阻止する一方で、被告に対して予備車両の維持費の賠償を求めた。BGHは、被害者の損害回避・軽減義務に対応する加害者の義務として、それに要する費用(ここでは予備車両維持費)の賠償を認めた<sup>(9)</sup>。

さらに、GEMA(音楽著作権協会)判例と呼ばれる一連の問題群がある。音楽著作権が侵害された場合には、GEMAは、通常の使用料の倍額を損害賠償として請求する。使用料に乗せられる金額は、音楽著作権の無断使用を発見・防止する監視機構を維持するための費用である。BGHは、この倍額使用料の賠償を一貫して認めている<sup>(5)</sup>。

一般には、予備車両及びGEMAの問題は特殊な問題群であり、それらの判例理論を万引き犯の場合に適用することはでき

ないと解されている<sup>(6)</sup>。なぜなら、事前準備費用は、「その」万引き行為がなくても生じていた費用であり、具体的な行為と損害との間に事実的因果関係が存在しないからである。それは、「現実の利益状態と仮定的利益状態との差」として定義される差額説に合致しない<sup>(7)</sup>。

しかし、逆に、予備車両及びGEMAの判例を一般化して、万引きの場合にも事前準備費用が賠償されるとする見解がある<sup>(8)</sup>。「GEMA判決及び予備車両判決が出されて以来、財産喪失と侵害行為との間に因果関係が存在しなければならぬ」というのは、覆し得ない解釈論ではなくなった<sup>(9)</sup>として、鏡やテレビモニターの設置費用も賠償されうるとするのである。

本判決では、以下の事後処理費用及び懸賞金の議論において、これらの判例が適用可能か否かが問題になる。

## 2 事後処理費用の賠償の可否

一部の判例及び学説は、犯人を捕捉した後の事後処理費用も賠償の範囲に含まれると解している<sup>(10)</sup>。この見解は、万引きの事件処理に要する時間が無駄に使われたことによって、企業から別の価値ある業務の遂行が奪われたことを根拠として挙げる。

しかし、支配的な見解によれば、不法行為による被害者が個人的に労働を費やして損害賠償を請求する場合には、たとえ利益を生ずるような別の業務が妨げられたとしても、その労働に対する賠償を請求することはできない。なぜなら、原因確定及び損害処理の努力は被害者の義務範囲に属すると解されるからである<sup>(11)</sup>。本判決もまた、判文(2)において、同様の立場を

とる。<sup>(12)</sup>

ここで興味深いのは、本判决が、予備車両及びGEMA判例の物件への適用を、明確に否定している点である。事後処理費用との問題の性質の違いを根拠としているが、加えて、GEMA判例については、無体財産権の評価に際して「特別の利益状況」が考慮された結果であるとしている。この点は、事後処理費用だけではなく、懸賞金の問題についても、本判决の位置づけを明確にするものとして注目される。

### 3 捕捉懸賞金の賠償可能性

#### (1) 賠償の可否

すでに盗まれた物を取り戻すために約束する報奨金(事後懸賞金)が賠償されうることについては、争いが無い。そして、本件のような事前に約束されていた懸賞金(事前懸賞金)もまた賠償されうるとする説が有力である。本判决もまた、判文(3)①において、同様の見解をとる。

他方で、事前懸賞金は、加害よりも先に生ずる単なる事前準備措置であり、具体的な不法行為の結果損害とは見なされ得ないとして、その賠償を否定する見解も根強い。本判决は、鏡やテレビモニターといった一般的な事前準備措置について事実的因果関係を否定する一方で、懸賞金についてはそれを肯定して、両者の区別を正当化している。

なお、事前懸賞金の賠償は、填補の道具という損害賠償の本質から離れており、自力救済による私的刑罰を認めることになりかねない。それは、明らかに、基本法に定められた罪刑法定

主義に反している、という批判もある。本判决は、事前懸賞金の予防的・威嚇的な効果を認めた上で、その賠償を肯定している。むしろ、この点は、賠償の範囲を限定する際に考慮されている。

#### (2) 賠償される懸賞金の範囲

本判决は、懸賞金について事実的因果関係が存在することを肯定し、それを前提として、賠償範囲の画定を行う。ここでは重要な規範的判断が行われている。それは、捕捉された万引き犯個人によって惹き起こされた損害を超えてその回避のための費用を負担させはならず、また、填補利益の範囲を超えて威嚇効果に資する部分にまで負担を求めてはならないという考慮である。

さらに、万引きされた商品の価値と懸賞金の金額との関係が問題になる。本件では、万引きされた商品が一二マルクであるのに対して、店が従業員に支払った捕捉懸賞金は五五〇マルクであった。そこで懸賞金の金額が、どのようにして相当な範囲に限定されるか、という問題が生ずる。

この問題について、万引きされた商品の価値に応じた金額に限定される、とする見解がある。それは、GEMA判例において、正規の使用料を基準としてその倍額が賠償される方法と類似する。万引きの場合にもGEMA判例の適用が可能だとする見解からは、この方法がごく自然なものとして肯定されるのであろう。

しかし、この見解に対しては、次のような批判がある。「そうすると、価値の低い物が盗まれた場合には数ペニヒしか考慮

されないことになってしまふ。それは、従業員の注意力を保ち、万引きの発見への刺激を与えるという目的から外れている<sup>(21)</sup>。本判决もまた、判文(3)②において、ほぼ同様の指摘をして概括算定額の賠償を認め、結論としては、五〇マルクの賠償を相当として認めている<sup>(22)</sup>。

### 三 終わりに

本判决は、事後処理費用の賠償を否定し、懸賞金の賠償を否定した。従来から対立してきた学説を反映するように、その評価も賛否が分かれている<sup>(23)</sup>。「従業員の活動を促進するための費用(Ⅱ懸賞金)は支払われるのに、なぜ従業員の活動それ自体に対する費用(Ⅱ事後処理費用)が支払われないのか」という疑問もある<sup>(24)</sup>。いずれにせよ、差額説と矛盾なく本判决の理論を位置づけることは、容易ではない。

それにもかかわらず、BGHは、懸賞金の賠償を認めた。この背景には、犯人の捕捉に至らない膨大な数の万引き被害が存在する。その対策費用を個々の万引き犯に負担させることは、解釈論上の困難が存在するにもかかわらず、一般に必要と考えられてきた。その意味において、BGHは、規範的な介入を行ったといえる。そして、この判決によって、学説の争いは別として、実務上は決着がつけられたとする見方が一般的である<sup>(25)</sup>。この規範化を促した要因として、もう一つの興味深い背景がある。

ドイツでは、刑法改正作業における非犯罪化(Entkriminalisierung)の動きの中で、「ある価値限度までの万引きを刑罰

の領域から取り出し、行政罰である秩序違反に転換することが重要である」という主張が現れた。さらに一九七四年には、かつて刑法改正草案の代案(Alternativ-Entwürfe: AE)を出した作業グループのメンバーが、「万引き犯に対する法律草案」(Entwurf eines Gesetzes gegen Ladendiebstahl)を作成した<sup>(26)</sup>。この草案は、行政罰への転換ではなく、私法的解決への転換を目指していた。

このような動きを受けて、一九七六年の第五一回ドイツ法曹大会では、軽微な所有権犯及び財産犯(特に万引き犯)について、刑事法に代わる民事法上のサンクションを導入することが可能かという問題が議論された<sup>(27)</sup>。だが、そのフォーラムにおいて法改正の提案がごとごとく否決されてから、立法への新しい動きはみられない。

しかし、「万引きの場合に不十分な私法の威嚇効果及び予防効果を強化することにより、刑法はその領域から退くべきである」という法改正の思想が、私法的な解決のあり方に影響を与えた可能性は大きい。本判决もまた、慎重に範囲を限定しながらも、懸賞金の威嚇的・予防的効果を認めている。ここには、損害賠償法の機能の拡大が見られる。そして、刑法を含めた法秩序全体の中で、どのようなサンクションを指向するのかが問われているのである。

(一) 差額説からの乖離の一例として本判决に触れるのは、

山本豊「西ドイツにおける損害(概念)の動向—ホーロツホ鑑定意見の紹介を中心に—」法政大学現代法研究叢書九

(一九八八年)二六三頁以下、若林三泰「法的概念としての『損害』の意義(一)」立命館法学二五一号(一九九七年)一一九頁。

(2) BGB二五四条一項「損害の発生に際し被害者の過失が協働したときは、賠償義務者及び給付される賠償の範囲は、事情により、とりわけいかなる範囲においていずれの当事者が主として損害を惹起したかによって定まる。」二項「債務者が知らず、かつ、知ることを必要としなかった上に高い損害の危険を被害者が債務者に注意しなかったこと、又は被害者が損害を回避もしくは軽減しなかったことに被害者の過失あるときも、前項と同様である。この場合、第二七八条の規定を準用する。」

(3) BGH 10. 5. 1960, BGHZ 32, 280.

(4) その後の類似の事案に於ては、BGHは、予備車両維持費の賠償を認めよう。BGH 3. 2. 1961, VersR 1961, 358 = NJW 1961, 729. (連邦鉄道の路線に亘る事案)  
(5) BGH 24. 6. 1955, BGHZ 17, 376; BGH 10. 3. 1972, BGHZ 59, 286 = NJW 1973, 96.

(6) *Wälde*, Schadensersatz wegen Vorsorgekosten beim Ladendiebstahl, NJW 1972, S. 2294 ff.; *Müller* (zum gleichen Thema) NJW 1973, S. 358 ff.; *Klimke*, Erstattungs fähigkeit der Kosten von Vororge- und Folge maßnahmen bei Rechts gut verletzungen, NJW 1974, S. 81 ff.

(7) また、万引きの事前準備費用は一次損害を回避させた

めの費用であるのに対し、予備車両の維持費はその結果として生ずる損害を軽減するための費用であることから、両者を同列に置くことはできなから、という見解もある。  
*Kimke*, a. a. O., S. 81, 83. しかし、損害回避と損害軽減、一次損害の回避とその結果の回避との間には、損害賠償法上の区別が設けられていないのだから、別異に扱う理由はなから、との批判がある。*Canaris*, Zivilrechtliche Probleme des Waren haus diebstahls, NJW 1974, S. 521 ff., S. 525.

(8) *Crenzlig*, Schadensersatz der Ladendiebe, NJW 1973, S. 1593 ff.; *Canaris*, a. a. O., S. 521 ff.; *Jürgen Schmidl*, Vorsorge kosten und Schadens begriff, JZ 1974, S. 73 ff.

(9) *Canaris*, a. a. O., S. 523. だが、予備車両及びGEM Aの判例は、因果関係の否定とから思想に基てくわけではなから、この批判がある。

(10) LG Braunschweig 14. 6. 1976, NJW 1976, 1640 (事後処理費用) O. P. マンの賠償を認めた事案); *Crenzlig*, a. a. O., S. 1593.; *Klimke*, a. a. O., S. 85, 87; *Canaris*, a. a. O., S. 522 f.

(11) BGH 9. 3. 1976, BGHZ 66, 112; BGH 28. 2. 1969, NJW 1969, 1109 = VersR 1969, 437. *Staudinger-Schäfer*, Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, 12. Aufl., § 823 Rdnr. 565; *Deutsch*, in seinem Gutachten und *Stoll* in seinem Referat zum 51. DJT Bd. I, E55 ff., 70, Bd. II,

N 18 ff. *Wollschläger*, Schadensersatzhaftung von Ladendieben, NJW 1976, S. 14 ff.

(12) 現代のデパートやスーパーマーケットは、消費への欲求を刺激する販売形態をとっているため、対面販売等と比べ、万引きを促進するような属性がある。店側はそこから利益を得る反面で、万引きのリスクを負っている(どういふとみてやる)。この観点から本判決を評価する見解もある。

*Deutsch*, Anmerkung, JZ 1980, S. 102 ff., S. 103.

(13) なお、判決では、これら二類型の他に、BGHZ 54, 82等の判例が比較されている。電車会社が自社の修理工場で修理をした場合には、それよりも割高な修理業者の修理費用を請求することはできないとされた事案である。安価な自社の修理費用が受忍される代わりに、工場や機械の維持費等の固定経費が加算される。管理増加労働費用もそのひとつである。

(14) BGH 24, 10, 1967, VersR 1967, 1168.

(15) OLG Hamburg 20, 4, 1977, NJW 1977, 1347; *Müller*, a. a. O., S. 359; *Crenzlig*, a. a. O., S. 1594; *Klimke*, a. a. O., S. 85; *Canaris*, a. a. O., S. 521 f.; *Schmidl*, a. a. O., S. 82; *Deutsch*, a. a. O. (Gutachten), F. 55, 70; *Stoll*, a. a. O., N 16 ff. 「事前懸賞金と事後懸賞金を区別する理由は存在しない。その支払義務が万引き行為の後に初めて生じたというところが決定的なのである」(*Canaris*, S. 522)

(16) 事後懸賞金の賠償可能性を否定することによってそれを結果的に消費者が負担するよりは、万引き犯に負担させ

るほうが妥当であるという指摘もある。AG Stuttgart 1, 10, 1973, BB 1973, 1414.

(17) OLG Koblenz 13, 11, 1975, NJW 1976, 63; OLG Braunschweig 14, 7, 1975, NJW 1976, 60; AG Melmann 5, 8, 1975, NJW 1976, 56; *Wollschläger*, a. a. O., S. 12 ff.; *Musielak*, Der erlappte Ladendieb, Jus 1977, S. 531 ff.; *Kramer*, Willkürliche oder kontrollierte Warenhaus justiz?, NJW 1976, S. 1607 ff.; *Walde*, a. a. O., S. 2294 ff. そもそも従業員は労働関係に基づき万引きの防止義務を負っているのだから、従業員への事前懸賞金は結果損害には当たらないとする裁判例もある。AG München 14, 6, 1972, NJW 1972, 2038.

(18) *Walde*, a. a. O., S. 2295 f.

(19) *Canaris*, a. a. O., S. 524.

(20) 事実、カナリスは、GEM A判例を万引きの場合にも適用することが可能であるとして、事前準備費用の賠償を広く認める立場をとっている(前述二一)。ちなみに彼は、事後処理費用も賠償可能な損害であるとしている(前述二二)。そのため、彼は、捕捉懸賞金を限定的に捉え、事後処理費用を含めて相当な金額になる方法をとったと見えよう。この点を指摘するのは、*Staudinger-Schäfer*, a. a. O., S. 823 Rdnr. 564.

(21) *Crenzlig*, a. a. O., S. 1593.

(22) なお、具体的な金額を挙げた裁判例としては、「セルフサービスの店では、五〇マルクが相当である」とした例

24. 1977, NJW 1977, 1347.

(23) 例えに、本判決は賛成するものとして、*Deutsch*, a. a. O. (Anmerkung) 反対するものとして、*Zimmermann*, Schadensbemessung nach Billigkeit: die Entscheidungen des BGH zum Ladendiebstahl und zur fehlgeschlagenen Familienplanung, JZ 1981, S. 86 ff. が著する。

(24) *Pecher*, Die Fängprämie: Zur Schadensersatzpflicht des ertapten Ladendiebs -BGHZ 75, 230, Jus 1981, S. 645 ff.

(25) *Staudinger-Schäfer*, a. a. O., § 823 Rdnr. 546.

(26) *Kramer*, Ladendiebstahl und Privatjustiz, ZPR 1974, S. 64 ff., S. 65.

(27) 連邦議会では、一九六二年草案とそれに対して出された代案が、共に審議の対象になった。代案は、一四人の刑

法学者によって作られた革新的なもので、改正作業に大きな影響を与えたと言われる。イェシエック/ヴァイгент著、西原春夫・監訳『ドイツ刑法総論』（一九九九年）七一頁以下。

(28) 同草案では、五〇マルクもしくは小売価格の二倍の金額が、民事的なサンクションとして与えられる」とされていた。同草案に「Arzt, Forum -Zur Bekämpfung der Vermögensdelikte mit zivilrechtlichen Mitteln -Der Ladendiebstahl als Beispiel, Jus 1974, S. 693 ff. が詳しい。

(29) Verhandlungen des 51. DJT 1976.

〔二〇〇〇年六月二十七日 受稿〕  
〔二〇〇〇年八月三日 受理〕

(一橋大学大学院博士課程)